

◎新潟県告示第246号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
三井住友カード株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番31号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

端末機（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末機をいう。）を設置する組織において納付する歳入

3 地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定をした日

令和8年3月10日